

学校法人関東学院寄附行為

(昭和26年2月15日制定)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人関東学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県横浜市金沢区六浦東一丁目50番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、キリスト教に基づき、学校教育及び保育を行うことを目的とする。

2 この法人は、前項の目的を達成するため、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、設置する学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るように努めるものとする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | | |
|----------------------------|---------|------------------------------------|
| 一 関東学院大学 | 大学院 | 文学研究科 経済学研究科 法学研究科 工学研究科
看護学研究科 |
| | 国際文化学部 | 英語文化学科 比較文化学科 |
| | 社会学部 | 現代社会学科 |
| | 経済学部 | 経済学科 |
| | 経営学部 | 経営学科 |
| | 法学部 | 法学科 地域創生学科 |
| | 理工学部 | 理工学科 |
| | 建築・環境学部 | 建築・環境学科 |
| | 人間共生学部 | コミュニケーション学科 共生デザイン学科 |
| | 栄養学部 | 管理栄養学科 |
| | 教育学部 | こども発達学科 |
| | 看護学部 | 看護学科 |
| 二 関東学院高等学校 | | 全日制課程 普通科 |
| 三 関東学院六浦高等学校 | | 全日制課程 普通科 |
| 四 関東学院中学校 | | |
| 五 関東学院六浦中学校 | | |
| 六 関東学院小学校 | | |
| 七 関東学院六浦小学校 | | |
| 八 関東学院六浦こども園（幼保連携型認定こども園） | | |
| 九 関東学院のびのびのば園（幼保連携型認定こども園） | | |

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 一 不動産賃貸業

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第6条 この法人に、次の役員を置く。役員は第3条の目的を達成するのに適当な者でなければならない。役員の資格等に関するその他の事項については、学校法人関東学院寄附行為施行細則（以下「施行細則」という。）による。

- 一 理事 18名以上20名以内
二 監事 3名以上4名以内

2 この法人に、評議員28名を置く。評議員は第3条の目的を達成するのに適当な者でなければならない。評議員の資格等に関するその他の事項については、施行細則による。

3 この法人に、会計監査人1名を置く。

4 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。

(理事選任機関)

第7条 この法人に、次の理事選任機関を置く。

- 一 理事会

二 評議員会

2 理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

一 理事会 全ての理事

二 評議員会 全ての評議員

3 理事会が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

4 理事会は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

5 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

6 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

7 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

(学院長の職務及び選任等)

第8条 この法人に、学院長を置く。

2 学院長は、第3条の目的に従ってこの法人が設置する学校の教学を統轄し、教学と経営との調和発展を図るものとする。

3 学院長は、評議員会の意見を聴き、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。その職を解任するときも、同様とする。学院長の選任等に関するその他の事項については、学校法人関東学院学院長選任規程による。

4 学院長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、連続して8年を超えないものとする。

5 学院長が任期満了前に退任した場合であっても、後任の学院長は前任者の任期を引き継がない。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第9条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

一 関東学院長、関東学院大学長、関東学院高等学校長、関東学院六浦高等学校長、関東学院小学校長、関東学院六浦小学校長、関東学院六浦こども園長又は関東学院のびのびのば園長のうちから、評議員会において選任された者 6名以上8名以内

二 関東学院大学評議会評議員のうちから互選され、評議員会の意見を聴いて理事会において選任された者 3名

三 アメリカン・バプテスト海外伝道協会員及び日本バプテスト同盟加盟教会員のうちから、それぞれの母体が推薦した各1名について、評議員会において選任された者 2名

四 学識経験者及びこの法人の職員（教員その他の職員を含む。以下同じ。）のうちから、評議員会の意見を聴き、理事会において選任された者 4名

五 学外有識者から、評議員会の意見を聴き、理事会において選任された者 2名

六 関東学院法人事務局における参事以上の職員のうちから互選され、評議員会の意見を聴き、理事会において選任された者 1名

2 第7条の理事選任機関は、理事の総数が18名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の資格及び構成)

第10条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

第11条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事は、再任を妨げない。

(理事の解任及び退任)

第12条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

三 理事としてふさわしくない非行があったとき

- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。
- 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
- 4 理事は次の事由によって退任する。
 - 一 任期の満了
 - 二 辞任
 - 三 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第13条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

- 2 理事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第14条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第15条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第16条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

(理事長の選定、解職及び任期)

第17条 理事のうち1名を理事長とする。理事長は評議員会の意見を聴き、理事会において理事総数の過半数の議決により選定する。その職を解職するときも、同様とする。

- 2 理事長の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。
- 3 理事長は再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えないものとする。
- 4 理事長が任期満了前に退任した場合であっても、後任の理事長は前任者の任期を引き継がない。

(代表業務執行理事の選定及び解職)

第18条 理事長に事故があるときは、理事のうちの1名を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

(常務理事の選定、解職及び任期)

第19条 理事(理事長を除く。)のうち3名以内を常務理事とする。常務理事は理事長が推薦し、評議員会の意見を聴き、理事会において理事総数の過半数の議決により選定する。常務理事を解職するときも、同様とする。

- 2 常務理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。
- 3 常務理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。
- 4 常務理事は再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えないものとする。
- 5 常務理事が任期満了前に退任した場合であっても、後任の常務理事は前任者の任期を引き継がない。

(理事長、代表業務執行理事及び常務理事の職務)

第20条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、この法人の業務を総理する。
- 3 常務理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 4 理事長がやむを得ない事由によりこの職務を行うことができないときは、あらかじめ理事会に

において定めた順位に従い、常務理事がこの法人の業務を総理する。

(代表権の制限)

第21条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第22条 理事長、代表業務執行理事及び常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(常任理事会)

第23条 理事会に常任理事会を置き、理事会から委任されたこの法人の業務を審議決定するとともに、重要事項を理事会に提案する。

2 常任理事会は、理事長、常務理事、第9条第1項第六号の理事及び同項第一号の理事のうちから理事会において選任された者4名で構成する。

3 常任理事会で審議決定する事項及び議事運営に関するその他の事項については、学校法人関東学院理事会及び常任理事会会議規則による。

4 理事長は、常任理事会で審議決定した事項を理事会に報告しなければならない。

(大学長等の職務)

第24条 大学長は、この法人が設置する大学の教学を統轄するとともに、理事会から委任された大学業務を執行する。

2 第4条に規定する学校の長は、当該学校の教学を統轄するとともに、理事会から委任された業務を執行する。

第3節 理事会の運営

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第26条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 前条第2項及び第4項並びに第36条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第27条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、この寄附行為の変更の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 私立学校法第109条第1項第一号に定める事由による解散

二 この法人の合併

三 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

四 基本財産の処分

五 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

六 残余財産の帰属者の決定

七 収益を目的とする事業に関する重要な事項

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第28条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事2名以上及び出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下第55条第2項において同じ。)又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

第30条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が3名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第31条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第32条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任を妨げない。ただし、原則として連続して2期を超えないものとする。

(監事の解任及び退任)

第33条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

三 監事としてふさわしくない非行があつたとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第34条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第35条 監事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退

任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

- 2 監事のうち、その定数の2分の1をこえるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

(監事の職務)

第36条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- 二 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 三 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- 四 この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告すること。
- 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

六 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

- 2 前項第五号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

(常勤監事の選定及び解職)

第37条 監事のうち1名を常勤監事とする。常勤監事は理事会の推薦に基づき、監事の過半数の合意により選定し、評議員会に報告する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

(調査権限等)

第38条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第39条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第40条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 大学評議会評議員のうちから互選され、評議員会において選任された者 3名
 - 二 法人事務局に所属する参事以上の専任職員のうちから互選され、評議員会において選任された者 2名
 - 三 関東学院同窓会会員で年齢25年以上のもののうちから、評議員会において選任された者 15名。ただし、この法人の職員を除く。
 - 四 アメリカン・バプテスト海外伝道協会員のうちから、評議員会において選任された者 1名。ただし、この法人の職員を除く。
 - 五 日本バプテスト同盟加盟教会員のうちから、評議員会で選任された者 1名。ただし、この法人の職員を除く。
 - 六 学外有識者のうちから、理事会において選任された者 3名
 - 七 この学院が設置する大学を除く各学校に所属する専任職員のうちから、評議員会において選任された者 3名
- 2 前項第一号、第二号及び第七号に定める評議員がこの法人の職員の地位を退いたときは、退任以

後最初に招集される定期評議員会の終結の時に評議員の職を失うものとする。

3 評議員会及び理事会は、それぞれ、評議員の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

(評議員の資格)

第41条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第42条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第43条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 三 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡

3 評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第44条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第45条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 重要な資産の処分又は譲受け
- 二 多額の借財
- 三 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- 四 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- 五 収益事業に関する重要事項
- 六 私立学校法第23条第1項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- 七 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- 一 私立学校法第23条第1項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号までに定める寄附行為の変更
- 二 私立学校法第109条第1項第一号に定める事由による解散
- 三 合併

(理事の行為の差止めの求め)

第46条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第39条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれ

があるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなるときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第47条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

（開催）

第48条 評議員会は、定期評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第49条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

一 会議の日時及び場所

二 会議の目的である事項があるときは、当該事項

三 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

四 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（評議員による招集）

第50条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第51条 第36条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第49条第4項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第52条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第53条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

（決議）

第54条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 監事の解任

二 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害につい

てこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第55条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(役員の出席等)

第56条 理事長、代表業務執行理事、常務理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、代表業務執行理事、常務理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第57条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第8章 会計監査人

第1節 選任及び解任等

(会計監査人の選任)

第58条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第59条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとする。ただし、その定期評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第60条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第61条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第62条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第2節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第63条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計

算書をいう。以下同じ。)及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつてこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第9章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第64条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第65条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上6年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第66条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第67条 役員又は会計監査人が任務を怠つたことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第1項の決議があつた場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第68条 理事(理事長、代表業務執行理事、常務理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。)、監事又は会計監査人が任務を怠つたことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金60万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第10章 資産及び会計

(資産)

第69条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第70条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第71条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第72条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第73条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第74条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第75条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第76条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第三号から第五号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 計算書類

四 計算書類の附属明細書

五 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号及び第五号の書類の内容を定期評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第77条 この法人は、毎会計年度終了後3か月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第83条第二号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第78条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3か月以内に登記しなければならない。

第11章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第79条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第一号から第三号まで及び第五号から第十五号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第12章 解散及び合併

(解散)

第80条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能
- 三 合併
- 四 破産手続開始の決定
- 五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号又は第二号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第81条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定したこの寄附行為第3条の趣旨に基づいてキリスト教に基づく教育を行う学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

2 前項の場合は、評議員会の意見を聴き、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

(合併)

第82条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第13章 補則

(情報の公表)

第83条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第84条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第85条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この寄附行為は、文部大臣による組織変更認可の日（昭和26年2月15日）から施行する。

2 本法人設立当初の役員は、次の通りとする。

理事長 ウイリアム・アキスリング

理事 坂 田 祐

理事 ビー・エル・ヒンチマン

理事 ウイラード・タッピング

理事 岡 本 達

理事 中 居 京

理事 菅 谷 仁

理事 内 田 政 道

理事 青 柳 茂

監事 千葉 勇

監事 向谷 容堂

附 則

この寄附行為は、昭和27年4月2日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和28年3月12日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和31年8月10日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和32年3月22日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和32年10月10日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和33年6月28日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和34年9月26日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和37年3月20日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和37年8月3日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和40年7月30日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和41年1月25日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和42年4月1日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和43年3月15日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和43年12月20日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和44年5月21日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和45年9月5日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和48年1月27日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和48年3月28日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和48年12月19日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和51年2月25日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和51年5月29日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和51年9月11日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和53年9月27日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和56年4月1日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和61年10月1日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和61年12月23日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成2年12月21日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成3年12月20日）から改正施行する。ただし、第3条の改正規定は平成4年4月1日から施行する。

（関東学院大学工学部第一部の電気工学科の存続に関する経過措置）

関東学院大学工学部第一部の電気工学科は、改正後の寄附行為第3条第一号の規定にかかわらず平成4年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成5年3月19日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成7年3月16日）から改正施行する。

附 則

1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年12月22日）から改正施行する。ただし、第3条第一号の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

2 関東学院大学経済学部第一部経済学科及び経営学科は、改正後の寄附行為第3条第一号の規定にかかわらず、平成11年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年10月7日）から改正施行する。ただし、第3条第一号の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

2 関東学院大学工学部第一部機械工学科、電気・電子工学科、建築学科、土木工学科、工業化学科及び建築設備工学科は、改正後の寄附行為第3条第一号の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年5月29日）から改正施行する。

附 則

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年9月28日）から改正施行する。ただし、第3条第一号の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

2 関東学院大学文学部英米文学科及び社会学科は、改正後の寄附行為第3条第一号の規定にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成13年10月22日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年12月20日）から改正施行する。

附 則

平成14年11月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

平成15年3月20日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から改正施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成16年4月1日から改正施行する。

2 関東学院大学工学部電気・電子工学科、土木工学科及び工業化学科は、改正後の寄附行為第3条第一号の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年9月30日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年8月9日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成１９年５月２６日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成２０年３月１１日）から改正施行する。

附 則

１ この寄附行為は、平成２０年４月１日から改正施行する。

２ 関東学院大学法学部法律学科は、改正後の寄附行為第３条第一号の規定にかかわらず、平成２０年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成２０年５月２４日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成２２年５月２２日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成２４年１月２５日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成２４年２月１５日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成２４年３月３１日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成２４年４月１日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成２４年１１月２日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成２５年３月２９日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（２０１３年７月５日）から改正施行する。

附 則

１ この寄附行為は、２０１５年４月１日から改正施行する。

２ 関東学院大学文学部英語英米文学科及び比較文化学科は、改正後の寄附行為第３条第一号の規定にかかわらず、２０１５年３月３１日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、２０１５年５月２３日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、２０１６年２月２７日に改正し、２０１６年４月１日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（２０１６年３月１７日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（２０１６年８月３１日）に改正し、２０１７年４月１日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（２０１７年３月２８日）に改正し、２０１７年４月１日から施行する。

附 則

この寄附行為は、２０１７年３月２５日に改正し、２０１７年４月１日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（２０１８年３月１６日）から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、２０１８年７月２８日に改正し、２０１８年９月２１日から施行する。

附 則

この寄附行為は、２０１８年９月２９日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、２０１９年５月２５日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（２０２０年３月１６日）に改正し、２０２０年４月１日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（２０２０年３月３０日）に改正し、２０２０年４月１日から施行する。

附 則

この寄附行為は、２０２０年３月２８日に改正し、２０２０年４月１日から施行する。

附 則

２０２１年３月３日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、２０２１年４月１日から施行する。

附 則

この寄附行為は、２０２１年３月２７日に改正し、２０２１年４月１日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（２０２１年６月１１日）に改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（２０２２年６月２９日）に改正施行する。

附 則

この寄附行為は、２０２２年７月３０日から改正施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（２０２３年５月２４日）に改正施行する。

附 則

この寄附行為は、２０２４年３月２３日に改正し、２０２４年４月１日から施行する。

附 則

１ ２０２４年１０月１７日文部科学大臣認可のこの寄附行為は２０２５年４月１日から施行する。ただし、附則第２項は２０２４年１２月１日から施行する。

２ ２０２４年１２月１日に在任する役員又は評議員であって、２０２５年度の定期評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を２０２５年度の定期評議員会の終結の時まで伸長する。

附 則

１ ２０２５年３月２６日文部科学大臣認可のこの寄附行為は２０２５年４月１日から施行する。ただし、会計監査人及び常勤監事に関する規定は２０２５年度の定期評議員会の終結の時から施行する。

２ この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、２０２５年度の定期評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。

３ この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第３１条、第４６条及び第６２条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が２０２７年度の定期評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。

４ 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。